

ZAITEN

2012 JUNE
6
ザイテン

「働くほど借金が増える」ブラック雇用

ガスの配達員が「雇用」と「業務委託」の一重契約を結ばされ、労働者として指揮命令を受けながら、業務委託として諸経費を給与から天引きされる。売上が落ちる夏場は借金が増えて辞めるに辞められず…。

働いても働いても、稼げるどころか、いつの間にか会社への借入が膨らみ、借金に縛られて仕事を辞めるに辞められない…。

戦前の暴力飯場の話ではない。

東証一部上場、日本瓦斯（二チガス）グループの制服を着て、ガスをトラックで家庭に届ける配達員たちに起きている「異常事態」だ。借錢漬けにされているのは、二チガスの協力会社・東陽ガスの配達員たちである。

彼らはこの異常を正そうと、職場に組合（全国一般全国協・東京東部労組の支部）を結成したが会社の態度も硬く、係争が続く。東部労組東陽ガス支部の井上潤一委

員長は、「なぜ一所懸命働いていられるのに、会社に借金ができるのか。生活に困り、家庭不和まで生じています」と訴える。

夏場になると 文字通り「借錢漬け」

「借錢漬け」の背後には、巧妙なカラクリがあった。

普通、労働者は会社と雇用契約を交わし、会社の指示で働くかわりに賃金をもらう。

ところが東陽ガスでは、配達員（労働者）との間に、雇用契約とともに2つの業務委託契約も交わし、委託契約にもとづいてガソリン代など、通常は会社が負担する

経費（月20万円前後）を配達員に転嫁する。

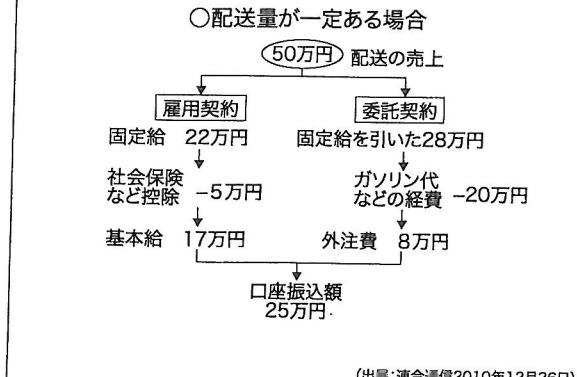
さらに、完全歩合制に似て「配達員各自の売上」（プロパンガスの配達本数×単価）が計算の出発点となる。売上が多いと、〈売上+経費〉がプラスになり、賃金のほかに外注費が払われることもある（図表1）。

だが売上が、たとえば20万円以下になると、「固定給」22万円から社保などを引いた約17万円は振り込まれるのだが、売上を超えて振り込まれた2万円と、いつも容赦なく引かれる経費20万円の合計22万円は「会社への借金」（処理不能未収金）とされる（図表2）。

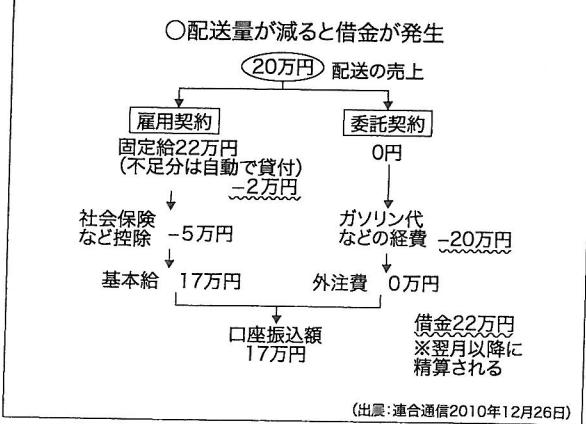
つまり、雇用と同様に配達員に指揮命令しながら、委託だからと、通常は会社が負担する経費を配達員に被せているのだ。経費のなかには「管理費と称する月3万9000円の使途不明金まである」と、東部労組の菅野存委員長は怒る。これからがその時期にあたるのだが、「夏場、暖かくなつてみると、どうしてもガスの需要は落ちる。また、会社は新規採用で人數を増やしているので、配達員1人あたりの仕事が減り、借金が膨らんでしまうのです」（菅野委員長）。

生活に窮した配達員に対し、会社は金銭貸借契約を交わして生活資金を貸し付ける。年利は6%。返済金は毎月の賃金から引かれる。いつそ会社を辞めようかと思つても、辞める時は、借金の残金を一括で返さないといけないと契約書に書いてある。一度落ちたらなかなか抜けられない蟻地獄なのだ。かつて暴力飯場では、建設労働者から法外な宿泊費や食事代を巻

图表1



图表2



き上げ、雨が続くなどして仕事が
ないと、飯場にいるだけでどんど
ん借金が膨らみ、いくら働いても
会社への借金が返せないという、
強制労働がまかり通っていた。

そこで戦後労働法は、強制労働
はもちろん、違約金・賠償予定や
前借金の賃金との相殺を禁止した
(労働基準法5条、16条、18条)。

裁判の判例でも、「経済的足止
め策も……不當な拘束手段である
といえるときには、労働基準法5
条〈強制労働禁止〉、16条〈違約金・

月31日判決)。 賠償予定の禁止に反し、無効となる」とされている(日本ボラロイド事件、東京地裁平成15年3

会社側の主張は
「実質は業務委託」

東陽ガスは、配達員らが雇用契約通りの賃金支払いを求めて起こした裁判で、雇用契約を交わしたことは認めながら「実質は、業務

「社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産」「社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たつてその増進を目指します」

したがつて、東陽ガスの「借金漬け労働」も、配達員らが労働者であれば、〈経済的な縛りをもつた強制労働〉として労働法にふれる可能性が高い。昨年3月に開かれた日本労働弁護団の集会で、菅野委員長が問題を報告すると、「ひどい」「21世紀の話なのか」と、参加者からどよめきが起きた。

「委託契約」との独自な主張をする。L.P.ガス配達事業が特定貨物自動車運送事業にあたり、「同事業の許可を受けるためには配達員との契約関係が雇用でなければならぬ」と判断するに至った。では

なぜ雇用に一本化しなかつたかといえば、「配達員から確定申告をする途を確保したい」という要望」があつたから、といふのだ。

なぜ雇用に一本化しなかつたかといえば、「配送員から確定申告をする途を確保したい」という要望」があつたから、といふのだ。

す」（広報）。東陽ガスはといえば「裁判で係争中なので、一切コメントできません。ニチガスとの關係も言えません」といふもない。

ところでの東陽ガス、ニチガスと深い関係にある。坂寄達夫社長はニチガス出身だし、ニチガスの株式の5・6%を保有する大株主でもある。

ニチガスは「3つの経営理念」の一つに「人的資源の尊重」を高く掲げ、

くや経費負担を背負わせる。」の
しくみを東陽ガスは裁判で「良い
とこどり」(2011年8月22日
付「答弁書」と自賛した。だが、
会社の「良いとこどり」は、働き
手にとつては「ほつたくり」にす
きない。それが温かな家庭生活を
支えるガス会社にふさわしいのだ
ううか。